

記者発表（発表→資料配布）

月／日 (曜日)	担当課・係名	TEL	発表者名 (担当班長)	その他 配布先
11／1 (火)	企画県民部管理局 私学教育課 幼児教育・教育振興班	内線 2698 直通 362-3138	高永 徹 (増澤 清嗣)	—

平成28年度第1回私立学校審議会開催結果

兵庫県私立学校審議会 会長 上羽 慶市
 開催日時 平成28年10月31日(月) 13時00分
 開催場所 兵庫県議会第2委員会室

諮問・答申事項

前回からの継続諮問事項	1件
うち認可相当との答申があった事項	1件
部会調査を実施し継続審議することとした事項	0件
新規諮問事項	5件
うち認可相当との答申があった事項	2件
うち適当との答申があった事項	2件
部会調査を実施し継続審議することとした事項	1件

[前回からの継続諮問事項]

○認可相当との答申があった事項

(1) 中学校の設置

学 校 名 神戸学院大学附属中学校
 所 在 地 神戸市中央区港島中町四丁目6番3
 設 置 者 学校法人神戸学院(理事長 西本 誠實)
 開校の時期 平成29年4月1日(予定)
 入学定員等

学級数	総定員
6	180人

※初年度(平成29年度)は1学年のみ2学級60人で開校予定

[新規諮問事項]

○認可相当との答申があった事項

(1) 幼稚園の廃止

学 校 名 ひかり幼稚園
 所 在 地 神戸市長田区川西通二丁目3番地

設置者 宗教法人西光寺（代表役員 新改 倫章）
認可年月日 昭和28年6月18日
廃止年月日 兵庫県知事認可の日
廃止の理由 休園状態にあり、再開の目処がたたないため。

(2) 各種学校の廃止

学校名 西宮古村珠算学院
所在地 西宮市広田町2番13号
設置者 亡 古村 喜代（設置者代理兼相続人 古村 敏和）
認可年月日 昭和26年1月26日
廃止年月日 兵庫県知事認可の日
廃止の理由 休校状態にあり、再開の目処がたたないため。

○適当との答申があった事項

(1) 学校法人の解散命令

法人名 学校法人上蹊学園
所在地 神戸市中央区三宮町二丁目11番1号センタープラザ西館7階
代表者 理事長 朴 永吉
認可年月日 平成4年9月29日
設置する学校 クラーク国際専門学校（平成26年より休校）
クラーク・ノースウエスト国際専門学校（平成20年より休校）

事案概要

当該学校法人は、平成28年2月26日付けで、設置する専修学校の校地及び校舎の所有権が、競売により第三者に移転されたことから、私立学校法第64条第5項で準用する同法第25条第1項に規定する資産保有義務に違反しており、事実上、目的たる専修学校教育を継続できない状態となっていた。

再三にわたり解散を指導してきたが、自ら解散する意思を示さないことから、他の方法によっては監督の目的を達することができないと判断し、私立学校法第64条第5項で準用する同法第62条第1項の規定により、当該学校法人に対して解散を命じることについて、同条第2項の規定に基づき諮問した。

※兵庫県知事を所轄庁とする学校法人に対する解散命令は、平成19年の学校法人ナビック国際カレッジに続き、2例目

(2) 学校法人収益事業の種類の変更

私立学校法（昭和24年法律第270号）第26条の規定に基づき、兵庫県知事の所轄に属する学校法人が行うことができる収益事業の種類を定めているが、①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の一部を改正する法律（平成27年法律第45号）の施行、②学校法人が行うことができる収益事業として引用している日本標準産業分類の改正に伴い、所要の整備を行う。

※法令等の改正に伴う整理であり、法人が実施可能な収益事業の範囲に変更はない。

○部会調査を実施し継続審議することとした事項

(1) 各種学校の設置

学 校 名 篠山学園
所 在 地 篠山市南矢代602番(旧県立篠山産業高等学校丹南校跡地)
設 置 者 社会福祉法人ウエルライフ(理事長 木曾 賢造)
開校の時期 平成29年9月1日(予定)
入学定員等

学科	修業年限	学級数	総定員
介護福祉科	2年	4	160人

※初年度(平成29年度)は1学年のみ2学級80人で開校予定